

信州やまなみ国スポ松本市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市医事・衛生基本計画」に基づき、信州やまなみ国スポ（以下「国スポ」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）、医療機器、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置等を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備する。

(3) 宿舎における医療救護

国スポ関係者等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実行委員会に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費はすべて受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。